

《減免の対象となる手帳及び障がいの範囲》

手帳の種類		障がいの程度											
療育手帳		「A」のみ											
精神障害者福祉保健手帳		「1級」のみ											
戦傷病者手帳		該当する障がいの程度は各県税事務所にお問い合わせください。											
身体障害者手帳													
障がいの区分		本人運転						生計同一者・常時介護者運転					
運転者・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障害			○	○					○	○			
平衡機能障害				○						○			
体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○					○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○			○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
小腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
喉頭摘出による音声機能障害 (※)				○									
		手帳に「喉頭摘出による」又は「無喉頭」という記載がない場合は、初めて申請する場合に限り、鳥取市保健所又は各総合事務所福祉保健局で発行する証明書を提出してください。											
上肢不自由 (※1)		○	○					○	○				
		※1 手帳に右上肢と左上肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ①右上肢3級かつ左上肢3級 (両上肢機能障害3級と記載の場合は該当しません。) ②右上肢4級かつ左上肢3級 ③右上肢3級かつ左上肢4級											
下肢不自由 (※2・※3)		○	○	○	○	○	○ ※2	○	○	○ ※3			
		※2 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢7級かつ左下肢7級 ※3 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢4級かつ左下肢4級 (両上肢機能障害4級と記載の場合は該当しません。)											

※ 減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障がいについて行いますので、障がいが複数ある場合は、手帳の級と異なることがあります。

※ 有効期限の満了している手帳又は手帳に記載された「次の判定月」を経過している方は減免の対象となりません。

※ 障がいの区分が身体障害者手帳の表記と異なる場合は、事前に各県税事務所にお問い合わせください。